

# 企業行動憲章

## (目的)

第1条 本憲章は、株式会社トゥエンティフォーセブンホールディングスグループ（以下「当社グループ」という。）における「国内外の法令・国際ルールの遵守及び企業倫理に沿った当社の企業行動」に関する事項を定める。

## (憲章)

第2条 当社グループは、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自立的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う。そのため当社は、国内外において次の10原則に基づき、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。

- (1) イノベーションを通じて社会的に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図る。
- (2) 公正かつ自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
- (3) 企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、企業をとり巻く幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の向上を図る。
- (4) すべての人々の人権を尊重する経営を行う。
- (5) 消費者・顧客に対して、商品・サービスに関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得する。
- (6) 従業員の能力を高め、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮し働きやすい職場環境を整備する。
- (7) 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。
- (8) 「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
- (9) 市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え組織的な危機管理を徹底する。
- (10) 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実行あるガバナンスを構築して社内、グループ企業に周知徹底を図る。また、本憲章の精神に反し社会からの信頼を失うような事態が発生した時には、経営トップが率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努めその責任を果たす。

## (ガイドライン)

第3条 本憲章の実運用に必要なガイドラインについては、別表「企業行動ガイドライン」を定めるものとする。

## (附則)

1. 本憲章の変更は、取締役会の決議によるものとする。
2. 本憲章は、平成28年6月29日より実施する。  
本憲章は、平成31年2月20日より改定・実施する。
3. 本憲章は、令和7年6月1日より改定・実施する。

## 別表 企業行動ガイドライン

### 1. 社会との関係

#### (1) 法令・倫理、各種業法の遵守

国内外の法令及び倫理を遵守することはもとより、取扱商品・サービスに係る関係業法を遵守し、良識ある事業活動を心がける。

#### (2) 社会への貢献

- ① 良き企業市民として積極的に社会貢献活動に参加し、社会の発展に寄与する。
- ② 文化・芸術の支援、地域社会への協力、ボランティア活動への参加、国際社会への貢献などの社会貢献活動を継続的に実施し、企業市民としての役割を果たす。

#### (3) 寄付行為・政治献金規制

- ① 政治献金や各種団体等への寄付などを行う際には、公職選挙法や政治資金規正法などの関係法令を遵守し、正規の方法に則って行う。
- ② 寄付の実施については、事前に社内規程に従って承認を受ける。
- ③ 贈賄・利益供与や違法な政治献金はもとより、政治・行政との癒着というような誤解を招きかねない行動を厳に慎み、健全かつ透明な関係づくりに努める。

#### (4) 反社会的勢力との関係断絶

- ① 違法行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努める。
- ② 反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持たない。また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合は、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図らない。
- ③ 会社又は自らの利益を得るために、反社会的勢力を利用してはならない。
- ④ 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある先とは、いかなる取引も行ってはならない。

#### (5) 環境保全・保護

- ① 商品・サービスの仕入、保管、販売、修理、廃棄等にあたっては、常に環境保護の重要性を十分に認識し、環境に関する法令等を遵守する。
- ② 環境意識の向上を図り、リサイクル製品の購入やペーパーレス化による紙資源の節約など環境に配慮した活動を積極的に行う。

### 2. 顧客・取引先・競争会社との関係

#### (1) 商品・サービスの安全性

- ① 商品・サービスの仕入、保管、販売、修理、廃棄等にあたっては、常に安全性に留意し、商品・サービスの安全性及び信頼性に関する法律及び安全基準を十分理解し、これを遵守するとともに、より高度な安全性を目指す。
- ② 商品・サービスの安全性に関する情報を入手した場合、直ちに事実関係を確認する。また、問題があることが判明した場合には、関係部署に連絡し、適切な対応を行う。開発からサービス等の販売に至るまで、常に安全性に留意し、安全に関する法律及び安全基準を十分理解し、これを遵守するとともに、より高度な安全性を目指します。

#### (2) 独占禁止関連法の遵守

- ① いかなる状況であっても、カルテルや談合、再販売価格の維持、優越的地位の濫用な

ど独占禁止法違反となるような行為を行わず、公正で自由な企業間競争を行う。

- ② 同業者間や業界団体で、価格、数量についての協議・取り決めを行ったり、入札談合を行うなど不当な取引制限を行ってはならない。
- ③ 同業者間や業界団体で共同して、特定の業者（安売り販売業者など）や新規事業参入者との取引を拒絶したり、販売先の販売価格を拘束するなど不公正な取引方法となるような行為を行ってはならない。

(3) 調達先との適正取引

調達先との取引においては、良識と誠実さをもって接し、公平かつ公正に扱います。

(4) 不正競争の防止

- ① いかなる理由があっても、窃盗等不正な手段により他社の営業秘密を取得・使用してはならない。
- ② 不正な手段により取得されたものであること、又はそのおそれがあることを知りながら、他社の営業秘密を取得・使用してはならない。

(5) 接待・贈答

- ① 公務員又はこれに準ずる者に対する接待・贈答は行ってはならない。
- ② 取引先への接待・贈答を行う場合は、一般社会的な常識の範囲内とする。
- ③ 顧客や取引先等からの接待・贈答を受ける場合は、あくまで一般社会的な常識の範囲内とする。

(6) 適正な宣伝・広告

宣伝広告活動にあたって発信する文書・情報には、他者を誹謗・中傷するような表現や社会的差別につながる用語は一切使用してはならない。また、比較広告を行う場合には、事実により裏付けられていることと、比較した時点において完全・正確で誤解を招くものでないことを確認する。

3. 株主・投資家との関係

(1) 経営情報の開示

- ① 株主・投資家等に対して、当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を的確に開示するとともに、会社の経営理念・経営方針を明確に伝える。
- ② 前項の財務報告の信頼性を確保するため内部統制制度を確立しなければならない。

(2) インサイダー取引の禁止

- ① インサイダー取引管理規程に規定する重要事実について、職務や取引に関連して知り得た情報を利用して、株式等の売買を行ってはならない。
- ② 前項の情報を利用して、第三者への利益提供又は便宜供与を行ってはならない。

4. 従業者との関係

(1) 人権尊重・差別禁止

- ① 常に健全な職場環境を維持することに努め、各自の人権を尊重し不当な差別につながる行為は一切行ってはならない。
- ② 出生、国籍、人種、民族、信条、宗教、性別、年齢、各種障害、学歴などに基づく非合理的あらゆる差別を行ってはならない。
- ③ 暴力、罵声、誹謗・中傷、威迫による業務の強制、いじめなどによる人権侵害行為は行ってはならない。

(2) ハラスメントの禁止

- ① 性的嫌がらせ、又は他人に性的嫌がらせと誤解されるおそれのある行為は行ってはならない。
- ② 相手に不快感を与える性的な言動や行為は、これを一切行わないとともに、他人がこれを行わないよう防止についても徹底する。
- ③ 職務権限又は職位を利用した嫌がらせ・いじめと誤解されるおそれのある行為は行ってはならない。

(3) 労働関係法の遵守

- ① 労働関係法令を遵守し、働きやすい健全な職場環境の維持に努める。
- ② 労働基準法以内の労働にとどまるよう、勤務日や勤務時間の管理を徹底する。
- ③ 過度な労働、過度な残業等を強いるような業務の押し付けは、一切行ってはならない。
- ④ 管理者は、部下の心身の健康状態に常に留意する。

5. 会社財産・情報管理との関係

(1) 会社資産の適切な使用

会社の資産は、効率的に活用し、常に利用できる状態にしておく必要があることを認識し、有形無形を問わず、毀損、盗難等を防ぐよう適切に取り扱わなければならない。また、個人的な目的で会社の資産や経費を使用してはならない。

(2) 情報システムの適切な使用

会社の情報システムは業務のためにのみ使用し、情報システム管理規程及び情報システム関連規定並びにその他社内規程等に基づいて、適切に使用しなければならない。

(3) 知的財産の保護

- ① 会社の知的財産権は、重要な会社資産であり、これを適切に利用し、その権利の保全に努めなければならない。
- ② 業務活動による発明については、すみやかに特許出願を行うなど、会社の知的財産権の保全に努めなければならない。
- ③ 他者のコンピュータソフトの無断コピーなど、他者の知的財産権を侵害するような行為を行ってはならない。
- ④ 取引先の知的財産権は適切な契約を締結したうえで使用するものとし、不正に使用してはならない。

(4) 企業情報の管理

会社の機密情報は、別に定める機密情報管理規程に基づき、厳重に管理しなければならない。

(5) 個人情報の取扱い

- ① 個人情報保護の重要性を認識し、別に定める個人情報保護運用基準及びその他社内規程等に基づき、適切な個人情報の取得、利用及び提供を行わなければならない。
- ② 個人情報は、必要かつ適切なセキュリティ対策を講じて、取り扱う個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止に努めなければならない。

(6) 適正な会計管理と税務処理

- ① 会計帳簿への記帳や伝票への記入にあたっては、関係法令や社内規程に則り記載する。
- ② 事実の仮装・隠蔽や虚偽又は架空の記載を行ったり、簿外の資産を築いたりしない。

## 6. 会社との関係

### (1) 就業規則の遵守

- ① 社員は、常に就業規則を遵守する。
- ② 就業規則に定められた禁止事項は一切行ってはならない。
- ③ 就業規則に反するような不正又は不誠実な行為は一切行ってはならない。

### (2) 職場の安全衛生

安全・衛生の確保を最優先に職場環境の整備に努め、また、業務上の安全・衛生に関する関連法令等を理解し、これを遵守する。

### (3) 利益相反禁止

- ① 会社と利害関係の対立を起こすような活動に関わってはならない。
- ② 社員、コンサルタント等として競争会社や取引先のために働くこと、また、金銭上の関係をもってはならない。
- ③ 会社の取引先として事業を行ってはならない。

### (4) 管理体制の確立と運用

経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、コーポレートガバナンスを確立して実効あるコンプライアンスの体制を構築し運用への取り組みを徹底するとともに社内外に周知する。